

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 森林法第百八十九条の掲示……………
……………（産業労働局農林水産部森林課）…

告示

●東京都告示第千四百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条
第一項の規定に基づき西東京市柳沢五丁目土地区画整理事
業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において
準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示
する。

令和六年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名

新田 登志

二 事業施行期間

令和五年七月二十日から令和七年九月三十日まで

三 施行地区

西東京市柳沢五丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

西東京市柳沢五丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

西東京市柳沢五丁目七番二号

六 施行認可の年月日

令和五年七月二十日

七 変更認可の年月日

令和六年十一月十二日

●東京都告示第千四百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧
に供する。

令和六年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区丸の内一丁目一番三の一部、令和六年十月二
同番三十七、同番三十八、同番五十 十四日
から同番五十三まで、同番五十七か
ら同番六十一まで、同番六十四、同
番六十五、同番六十七の一部、同番
六十八及び同番六十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条
の三において準用する同法第三十三条第六項において準用
する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変
更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手
方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、
当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとお
り告示する。

令和六年十一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所	所在が不明な 通知の相手方	掲示場所
青梅市沢井二丁目六四 四番一	田中嘉一	青梅市役 所

二 通知の要旨

（一）一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を
告示したので、森林法第三十三条の三において準用す
る同法第三十三条第六項において準用する同条第三項
の規定に基づき通知する。

（二）変更後の指定施業要件については、令和六年東京都
告示第百六十五号のとおり。

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一號
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
郵便番号	101-0051